

令和3年度専攻医募集に係る本県のシーリング状況

■ シーリングの対象

専門研修に係るシーリングは、日本専門医機構が定めたルールに従い、各都道府県の各診療科単位で設定される。対象となる診療科は全部で 19 診療科。

- ①内科 ②外科 ③産婦人科 ④小児科 ⑤脳神経外科 ⑥整形外科
 ⑦眼科 ⑧耳鼻咽喉科 ⑨救急科 ⑩形成外科 ⑪泌尿器科 ⑫皮膚科
 ⑬病理 ⑭臨床検査 ⑮総合診療科 ⑯精神科 ⑰麻酔科 ⑱放射線科
 ⑲リハビリテーション科

■ シーリングのルールと本県の状況 (詳細は、参考資料を参照)

ルール①：特定の診療科は対象外

- H6と比較して医師数が増えていない外科・産婦人科、そもそもの医師の絶対数が少ない病理・臨床検査、今後の役割についてさらなる議論が必要とされている救急科・総合診療科はシーリングの対象外とする。

➤ 全都道府県共通で、6 診療科（外科、産婦人科、病理、臨床検査、救急科、総合診療科）が対象外

ルール②：「H30年医師数」≦「H30又はR7年必要医師数」は対象外

- 現状の実医師数(H30)が、現状必要とされるべき推計医師数(H30)又は将来必要とされるべき推計医師数(R7)よりも同じまたは少ない場合は、シーリングの対象外とする。

➤ 本県は、11 診療科（内科、脳神経外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、泌尿器科、皮膚科、精神科、麻酔科、放射線科）が対象外

ルール③：算定式により算出したシーリング数が「5以下」は対象外

- 算定式

$$3 \text{年間(H30~R2)の平均採用者数} \\ - [(3 \text{年間(H30~R2)の平均採用者数} - R7 \text{の必要医師数を達成するための年間養成数}) \times 20\%]$$

- ・小児科： $2 - [(2 - (-2)) \times 20\%] = 1.2 \div 1$ ※5以下
 ・リハ科： $0 - [(0 - 0) \times 20\%] = 0$ ※5以下

➤ 本県の場合、2 診療科（小児科、リハビリテーション科）が対象外



令和3年度専攻医募集に係る本県のシーリングは、
全19診療科がシーリング対象外